

自家用電気工作物保安管理業務委託契約書（案）

委託者「福島県」（以下「甲」といいます。）と、受託者「 」（以下「乙」といいます。）は、甲の設置する自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督に係る業務（以下「保安管理業務」といいます。）の委託について、次のとおり契約を締結します。

対象とする自家用電気工作物の概要	事業場名	福島県環境創造センター	
	所在地	福島県田村郡三春町深作 10 番 2 号	
	需要設備	非常用予備発電装置	発電所
	容量 4,590kVA 電圧 6,600/200V	容量 200 200 200 kVA 電圧 200V 原動機の種類 ディーゼル機関	容量 30 30kVA 電圧 200V 原動機の種類 太陽電池
	使用する期間	通年	

（委託業務の内容）

第 1 条 乙は以下の保安管理業務を、関連する規程に基づいて誠実に実施するものとします。

定例業務	<p>1 定例的に実施する保安管理業務（以下「定例業務」といいます。）は、以下のとおりとします。</p> <p>(1) 対象とする自家用電気工作物（以下単に「電気工作物」といいます。）の維持及び運用について、日常巡視等の結果を問診により確認のうえ、保安規程に定める定期的な巡視、点検及び測定・試験（その細目は乙が別に定める「点検指針」（以下「点検指針」といいます。）のとおり。）を行い、経済産業省令で定める技術基準（以下「技術基準」といいます。）に適合しない場合又は適合しないおそれがある場合は、とるべき措置について甲に指示又は助言します。</p> <p>(2) 電気事故その他電気工作物に異常が発生し又は発生するおそれがある連絡を甲から受けた場合において、乙は、現状を確認し、送電停止等必要な応急措置を甲に指示するとともに、事故原因の究明に協力し、再発させないためのとるべき措置を指示又は助言し、必要に応じて臨時点検を行い、電気事業法第 106 条の規定に基づく電気関係報告規則に定める電気事故報告書の作成及び手続きの指示を行います。</p> <p>(3) 電気事業法第 107 条第 3 項に規定する立入検査の立会いを行います。</p> <p>2 乙が定期的に行う点検の頻度は次のとおりとします。</p> <p>(1) 月次点検：需要設備 1 か月 1 回、非常用予備発電装置：1 か月 1 回、発電所 1 か月 1 回、</p> <p>(2) 年次点検：1 年 1 回（原則として土曜日に実施する）</p> <p>(3) 臨時点検：必要の都度</p>
	<p>定例業務開始年月日 令和 7 年 4 月 1 日</p>
定例外業務	<p>1 定例業務以外の保安管理業務（以下「定例外業務」といいます。）は、以下のとおりとします。</p> <p>(1) 電気工作物の工事、維持及び運用に関する経済産業大臣への届出書類等の作成及び手続きの助言を行います。</p> <p>(2) 電気工作物の設置、改造等の工事について、甲の通知を受けて、保安規程及び点検指針に定めるところにより、工事期間中の巡視、点検を行い、必要に応じそのとるべき措置を甲に指示又は助言します。なお、工事期間中の巡視、点検の頻度は毎週 1 回以上とします。</p> <p>(3) 電気工作物に関する工事が完成した場合には、保安規程及び点検指針に定めるところにより、竣工検査を行い、必要に応じその取るべき措置について甲に指示又は助言します。</p> <p>(4) 非常用予備発電装置を他から移動して設置する場合に、点検及び検査を行い、運転に必要な指導を行います。</p>

2 保安管理業務のうち、次のいずれかに該当する電気工作物については、甲は、巡視、点検

及び測定・試験を甲又は甲の従業者、電気工事業者、機器製造業者等必要な専門の知識及び技術を有する者に行わせるものとします。これに関し、甲は実施について乙に連絡するものとし、乙はその記録を確認し、甲に対し必要な助言を行うものとします。

- (1) 取扱いが法令による電気主任技術者以外の特定の資格を要する消防用設備、ボイラー、昇降機及び昇降路内の設備等
- (2) 取扱いが特殊性のため専門技術を要する医療用機器、オートメーション化された工作機械群等
- (3) 高所にある配線、機器等及び稼働中の工作機械等の付近の配線、機器等で、点検を実施することが危険を伴う場合
- (4) 点検時に著しい危険が伴う有毒ガス発生箇所、酸素欠乏危険箇所、放射線管理区域等に設置された機器等
- (5) 業務上の都合等甲の事由（情報管理、衛生管理、機密管理）で、乙が立ち入りできない金庫室、新生児室等に設置された機器等
- (6) 事業場外で使用されている可搬型機器
- (7) 発電設備のうち、電気設備以外の部分

3 保安管理業務のうち、次の例示のような場所にあつては、漏れ電流測定等により点検を実施するものとします。ただし、漏れ電流測定等による点検の結果、電気工作物に危険が予想される場合にあつては、甲は乙が直接目視点検等の必要な点検を可能とする手段を講じるものとします。また、この場合において甲が第三者に点検を依頼する場合は、これを乙に連絡するものとし、乙はその記録を確認し、甲に対し必要な助言を行うものとします。

- (1) 構造上内部点検ができない密閉型防爆構造の機器及び密閉場所等
- (2) 壁の中、閉鎖された天井裏、固定ボルト等で固定された機器の内部等の隠ぺい場所に設置された配線及び機器等

（連絡責任者等）

第2条 甲は、電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安のため必要な事項を乙に連絡する責任者（以下「連絡責任者」といいます。）を定めて、その氏名、連絡方法等を乙に通知するものとします。

- 2 甲は、連絡責任者に事故がある場合は、その業務を代行させるための代務者（以下「代務者」といいます。）を定め、直ちにその氏名、連絡方法等を乙に通知するものとします。
- 3 甲は、前各項に変更が生じた場合は、直ちに乙に通知するものとします。
- 4 甲は、連絡責任者又はその代務者を、乙の行う保安管理業務に原則として立ち合わせるものとします。
- 5 甲は、需要設備の設備容量が6,000kVA以上の場合は、連絡責任者として第1種電気工事士又はそれと同等以上の資格を有するものをあてるものとします。

（甲の責務）

第3条 甲は、保安規程に定めるとおり、電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安を確保するため、技術基準に適合しない事項に関して、乙がそのとるべき措置について指示又は助言した事項については、速やかに必要な措置をとるものとします。

- 2 甲は、連絡責任者等に保安のための巡視を行わせ、その結果について必要に応じ乙に連絡するものとします。
- 3 甲は、電気工作物の所在地及びその周辺で、有毒ガスの発生、酸素濃度の低下、ガス爆発、落盤、出水等、又はそのおそれが生じた場合には、乙に速やかにその旨を通知するもの

とします。

- 4 甲は、乙が行う点検、測定及び試験の業務に関する計画の策定及び実施について協力するものとします。
- 5 甲は、保安管理業務の結果について、保安業務担当者等から報告を受け、その実施者及び点検結果を確認し保存するものとします。

(委託料の支払い)

- 第4条 本業務の委託金額は 円とし、毎月の請求額は、別表によるものとします。
- 2 乙は、業務内容について、甲の確認の結果適正であるとされたときには、請求書を甲に提出するものとし、甲は、乙の適法な請求書を受理した日から30日以内に乙に支払うものとします。
 - 3 甲の責めに帰すべき事由により、委託料の支払いが遅れたときは、乙は甲に対してその遅延期間の日数に応じ、委託料の額に年2.5%の割合で計算した額(100円未満の端数は切り捨てる)の遅延利息の支払いの請求をすることができるものとします。

(契約期間)

第5条 契約締結の日から令和8年3月31日までとします。

(契約の解除)

- 第6条 甲又は乙が、この契約又は電気関係法令に定められた義務に違反し、他の一方が契約の本旨に従って業務が遂行できないと認める場合は、この契約を解除できるものとします。
- 2 前項のほか、契約の有効期間内に甲乙いずれかの都合により契約を解除する場合は、2か月前までに、その旨を文書により通知するものとします。

(保安業務担当者等)

- 第7条 乙は電気工作物の保安管理業務を担当する保安業務担当者及び当該保安業務担当者が必要に応じ指示して保安管理業務の一部を実施させる保安業務従事者(以下「保安業務担当者等」といいます。)の氏名及び生年月日並びに主任技術者免状の種類及び番号を書面をもって甲に知らせるとともに、甲は面接又は写真確認等により本人の確認を行うこととします。
- 2 保安業務担当者等は、保安管理業務に従事する資格を有する証を常に携行して、甲に対し身分を明らかにするものとし、甲は、乙が通知した保安業務担当者等本人であることを確認するものとします。
 - 3 保安業務担当者等は、必要に応じ補助者を同行し、保安管理業務の実施を補助させることができるものとします。

(天災地変、不可抗力による無償延期等)

第8条 天災地変、不可抗力その他乙の責めに帰すことができない事由により期限内に委託業務を完了することができないときは、乙は甲に対し、速やかにその事由を詳記して、履行期限の延長又は契約の一部変更若しくは解除の申出をすることができるものとします。この場合において、甲は、その事由を相当と認めたときは、遅延利息又は第15条に定める違約金を徴収することなく、これを承認するものとします。

(履行遅滞の場合における遅延利息)

第9条 乙の責めに帰すべき事由により、期限内に委託業務の完了の見込みがないときは、乙は、

その事由を付した書面をもって、甲に履行期限の延長を申しでることとします。

- 2 前項の場合において、期限後相当の期日内に委託業務が完了する見込みがあるときは、甲は、乙から遅延利息を徴収することを条件として履行期限を延長することができるものとします。
- 3 甲は、前項の規定により履行期限を延長することを認めたときは、その旨を乙に通知するとともに当該履行期限の延長に関する契約を乙との間に結ぶものとし、乙は、これに応ずるものとします。
- 4 第2項に規定する遅延利息の額は、当初の履行期限から延長後の履行期限までの期間の日数に応じ、委託料に年2.5%の割合で計算した額（当該額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数全額又はその全額を切り捨てる。）とします。

（契約不適合責任）

第10条 甲は、履行された業務が、仕様、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）があるときは、当該契約不適合を知ったときから1年以内に限り、乙に対して、当該業務の修正、代替業務の実施又は不足分に係る業務実施等による履行の追完を請求することができ、乙はこれに応じるものとする。

- 2 甲は、乙が前項の契約不適合の修正等の請求に応じない場合は、乙に対し、当該契約不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができるものとする。

（甲の催告による解除権）

第11条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。また、解除により乙に損害があっても、甲はその賠償の責めを負わないものとする。

- 一 履行期限内にこの契約を履行しないとき又は履行期限後相当の期間内に履行の見込みがないとき。
- 二 正当な理由なく、前条第1項の履行の追完がなされないとき。
- 三 前二号に掲げる場合のほか、乙が契約に違反し、その違反によって契約の目的を達成することができないと認められるとき。

（甲の催告によらない解除権）

第12条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除をすることができる。この場合において、解除により乙に損害があっても、甲はその賠償の責めを負わないものとする。

- 一 債務の全部の履行が不能であるとき。
- 二 乙がこの契約の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- 三 乙の債務の一部の履行が不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- 四 契約の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行をしないでその時期を経過したとき。
- 五 前各号に掲げるほか、乙がその債務の履行をせず、甲が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかなきとき。

六 乙が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、乙が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下この条において「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下この条において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 乙が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

七 乙が暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者若しくは社会的非難関係者（福島県暴力団排除条例施行規則（平成23年福島県公安委員会規則第5号）第4条各号に該当する者）に契約代金債権を譲渡したとき。

（乙の催告による解除権）

第13条 乙は、甲がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができるものとします。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（乙の催告によらない解除権）

第14条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約の解除をすることができるものとします。

一 仕様書等の大幅な変更により、契約の目的を達することができないとき。

二 甲の責めに帰すべき事由により乙が契約を履行することができないとき。

（契約が解除された場合等の違約金）

第15条 次の各号のいずれかに該当する場合には、乙は違約金として契約金額又は契約解除部分相当額の10分の1を甲に納付するものとします。

また、契約解除により甲に損害を及ぼしたときは、甲が算定する損害額を乙は甲に納付しなければならない。ただし、天災地変、不可抗力等乙の責めに帰すことのできない事由による解除の場合は、この限りでない。

一 第11条及び第12条の規定によりこの契約の全部又は一部が解除された場合

二 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の債務について履行不能となった場合

- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。
- 一 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - 二 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - 三 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

（遅延利息等の相殺）

第16条 この契約に基づく遅延利息、違約金又は賠償金として、甲が乙から徴収すべき金額があるときは、甲はこれを委託料と相殺し、なお不足を生ずるときは更に追徴することができるものとします。

- 2 甲は、この契約に基づき甲が乙に対して有する遅延利息、違約金及び賠償金にかかる債権につき、その保全上必要があるときは、乙に対し、その業務若しくは資産の状況について質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができるものとします。
- 3 甲は、乙が前項の規定に違反して質問に対する応答、報告等をせず、若しくは虚偽の応答、報告等をし、又は調査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、当該債権の全部又は一部について、履行期限を繰り上げることができるものとします。

（談合による損害賠償）

第17条 甲は、この契約に関し乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約の解除をするか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額を請求し、乙はこれを納付するものとします。ただし、第1号又は第2号のうち命令の対象となる行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売に当たる場合その他甲が特に認める場合はこの限りでない。

- 一 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第49条の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
 - 二 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
 - 三 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）に対し、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6の規定による刑が確定したとき。
- 2 前項の規定は、この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。なお、甲が受けた損害額が前項の規定により計算した賠償金の額を超える場合において、甲は、その超過分に対して賠償を請求することができるものとし、乙はこれに応じなければならない。

（契約保証金）

第18条 福島県財務規則による。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第19条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を、甲の承諾なしに、譲渡し、承継させ、又は担保に供してはならないものとします。

(再委託の禁止)

第 20 条 乙は、この契約の履行について、業務の全部又は一部（主たる部分に限る。）を第三者に委任し、又は請け負わせてはならないものとします。

- 2 乙は、業務の一部（主たる部分を除く。）を第三者に委任し、又は請け負わせようとするとき（以下「再委託」という。）は、あらかじめ再委託の相手方の住所、名称、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性、その他甲が必要とする事項を記載した書面を甲に提出し、承諾を得なければならない。再委託の内容を変更しようとするときも同様とします。
- 3 前項の規定により甲の承諾を得て業務の一部を第三者に再委託する場合、乙は、当該第三者（以下「再委託先」という。）に対し、この契約により乙が負担する義務と同等の義務を課すとともに、再委託先の義務の履行その他の行為について一切の責任を負うものとします。

(その他)

第 21 条 乙の故意又は過失により甲に対して損害を与えた場合は、乙は損害賠償の責めを負うものとします。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、損害賠償の責めを負わないものとします。

- (1) 契約に基づき、協議決定した事項又は乙が指導、助言した事項について、甲が都合により実施しなかった場合、これによって損害を生じたとき。
- (2) 甲が法令又は契約に違反する行為を行い、これによって損害を生じたとき。
- (3) その他乙の責めとならない事由により損害を生じたとき。
- 2 乙は、代表者に変更があったときは、遅滞なく代表者変更に係る登記事項証明書その他のこれを証する書面を添えて甲に届け出ることとします。
- 3 甲及び乙は、業務の実施に関し知り得た事実について、その秘密を守ることとします。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とします。
- 4 乙は、この契約による業務を行うため個人情報を取り扱うにあたっては、別記「個人情報取扱特記事項」を守ることとします。
- 5 低圧絶縁監視装置又は漏電監視装置を設置する場合には乙の負担のもと設置するものとし、この契約が解除された場合又は契約期間が満了する場合は乙の負担のもと責任を持って撤去を行うこととします。なお、本条項により設置された機器の点検修理に要する費用について甲は負担しないこととします。
- 6 契約の解釈に疑義が生じた事項又は本契約書に定めのない事項については、甲乙の協議によって定めるものとします。
- 7 本契約に関する訴訟については、甲の所在地を管轄する裁判所をもって管轄裁判所とするものとします。

以上契約締結の証として本書 2 通を作成し、甲乙各々その 1 通を保有します。

令和6年 月 日

委託者（甲）

住 所 福島県田村郡三春町深作10番2号

名 称 福島県

代表者名 福島県環境創造センター 所長 青木 浩司

受託者（乙）

住 所

名 称

代表者名

別記（その1）

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第1 乙は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（秘密の保持）

第2 乙は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。なお、この契約が終了した後においても、同様とする。

2 乙は、業務に従事している者に対し、当該業務に関して知り得た個人情報をその職中及び退職後においてみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど個人情報の保護に関して必要な事項を周知させるものとする。

（収集の制限）

第3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

（目的外利用・提供の禁止）

第4 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

（安全管理措置）

第5 乙は、甲より個人情報の取扱いの委託を受けた場合、行政機関等と同様の安全管理措置を講ずる必要があることから、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）」に基づき必要かつ適切な措置を講じなければならない。

（複写・複製の禁止）

第6 乙は、甲の承諾があるときを除き、業務を行うために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

（作業場所の指定等）

第7 乙は、業務のうち個人情報を取り扱う部分（以下「個人情報取扱事務」という。）について、甲の指定する場所で行わなければならない。

2 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、前項の場所から業務に関し取り扱う個人情報が記録された資料等を持ち出してはならない。

（資料等の返還等）

第8 乙は、業務を行うために甲から提供を受け、又は自らが収集した個人情報が記録された資料等をこの契約の終了後直ちに甲に返還し、若しくは引き渡し、又は消去し、若しくは廃棄しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、この限りでない。

2 乙は、前項の規定により電子記録媒体に記録された個人情報を消去又は廃棄する場合は、当該個人情報が復元できないように確実に消去又は廃棄しなければならない。

3 乙は、第1項の規定により個人情報を消去又は廃棄した場合は、当該個人情報の消去又は廃棄を行った日時、担当者名及び方法を記載した報告書を甲に提出し、確認を受けなければならない。

（事故発生時における報告等）

第9 乙は、個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の事態及びこの契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告しなければならない。

2 乙は、前項により報告を行う場合には、併せて被害の拡大防止等の必要な措置を講じるとともに、情報漏えい等に係る対応について甲の指示に従うものとする。

(調査監督等)

第 10 甲は、乙における契約内容の遵守状況等について実地に調査し、又は乙に対して必要な報告を求めるなど、乙の個人情報の管理について必要な監督を行うことができる。

2 乙は、前項における報告について、甲が定期的な報告を求める場合にはこれに応じなければならない。

(指示)

第 11 甲は、乙が業務に関し取り扱う個人情報の適切な管理を確保するために必要な指示を行うことができる。

(再委託の禁止)

第 12 乙は、甲の承諾があるときを除き、個人情報取扱事務を第三者(再委託先が子会社(会社法(平成 17 年法律第 86 号)第 2 条第 1 項第 3 号に規定する子会社をいう。)である場合を含む。以下次項において同じ。)に委託してはならない。

2 乙は、甲の承諾に基づき個人情報取扱事務を第三者に委託するときは、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも遵守させなければならない。

(労働者派遣契約)

第 13 乙は、保有個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。

(損害賠償)

第 14 乙又は乙の従事者(乙の再委託先及び乙の再委託先の従事者を含む。)の責めに帰すべき事由により、業務に関する個人情報の漏えい、不正利用、その他の事故が発生した場合、乙はこれにより第三者に生じた損害を賠償しなければならない。

2 前項の場合において、甲が乙に代わって第三者の損害を賠償した場合には、乙は遅滞なく甲の求償に応じなければならない。

(契約解除)

第 15 業務に関する個人情報について、乙による取扱いが著しく不適切であると甲が認めたときは、甲はこの契約の全部又は一部を解除することができる。この場合の違約金は契約書本文の定めるところによる。